

薬局に必要な調剤設備器具一覧表

調剤設備器具一覧表

薬局の所在地	
薬局の名称	
開設者氏名	

設 備 器 具		
イ	液量器	
ロ	温度計（100度）	
ハ	水浴	
ニ	調剤台	
ホ	軟膏板	
ヘ	乳鉢（散剤用のもの）及び乳棒	
ト	はかり（感量10mgのもの及び感量100mgのもの）	
チ	ビーカー	
リ	ふるい器	
ヌ	へら（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの）	
ル	メスピペット	
ヲ	メスフラスコ又はメスシリンダー	
ワ	薬匙（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの）	
カ	ロート	
ヨ	調剤に必要な書籍	

備 考

薬局製剤製造業に必要な器具一覧表

調剤及び試験検査設備器具一覧表

薬局の所在地	
薬局の名称	
開設者氏名	

設	備	器	具
イ	液量器		
ロ	温度計（100度）		
ハ	水浴		
ニ	調剤台		
ホ	軟膏板		
ヘ	乳鉢（散剤用のもの）及び乳棒		
ト	はかり（感量1mgのもの、感量10mgのもの及び感量100mgのもの）		
チ	ビーカー		
リ	ふるい器		
ヌ	へら（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの）		
ル	メスピペット		
ヲ	メスフラスコ又はメスシリンダー		
ワ	薬匙（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの）		
カ	ロート		
ヨ	顕微鏡（倍率300倍以上のもの）、ルーペ（倍率10倍以上のもの）又は粉末X線回折装置		
タ	試験検査台		
レ	デシケーター		
ソ	はかり（感量1mgのもの）		
ツ	薄層クロマトグラフ装置		
ネ	比重計又は振動式密度計		
ナ	pH計		
ラ	ブンゼンバーナー又はアルコールランプ		
ム	崩壊度試験器		
ウ	融点測定器		
キ	調剤及び試験検査に必要な書籍		

備 考

薬局製剤製造業に必要な器具一覧表（他の試験検査機関を利用する場合）

調剤及び試験検査設備器具一覧表（一部利用）

薬局の所在地	
薬局の名称	
開設者氏名	

設	備	器	具
イ	液量器		
ロ	温度計（100度）		
ハ	水浴		
ニ	調剤台		
ホ	軟膏板		
ヘ	乳鉢（散剤用のもの）及び乳棒		
ト	はかり（感量1mgのもの、感量10mgのもの及び感量100mgのもの）		
チ	ビーカー		
リ	ふるい器		
ヌ	へら（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの）		
ル	メスピペット		
ヲ	メスフラスコ又はメスシリンダー		
ワ	薬匙（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの）		
カ	ロート		
ヨ	顕微鏡（倍率300倍以上のもの）、ルーペ（倍率10倍以上のもの）又は粉末X線回折装置		
タ	試験検査台		
レ	デシケーター		
ソ	はかり（感量1mgのもの）		
ツ	薄層クロマトグラフ装置		
ネ	比重計又は振動式密度計		
ナ	pH計		
ラ	ブンゼンバーナー又はアルコールランプ		
ム	崩壊度試験器		
ウ	融点測定器		
キ	調剤及び試験検査に必要な書籍		

備 考

上記品目のうち次の4品目は、厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関を利用し、自己の責任において試験検査を行う。

- | | | | |
|---|-------------------|---|-----------------|
| 1 | (ソ) はかり（感量1mgのもの） | 2 | (ツ) 薄層クロマトグラフ装置 |
| 3 | (ナ) pH計 | 4 | (ム) 崩壊度試験器 |